

長浜市告示第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、長浜市豊公園駐車場使用料に関する徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
アマノマネジメントサービス株式会社 大阪支店 支店長 伊藤 剛人
大阪府大阪市西区立売堀1丁目6番17号
- 2 指定をした日
令和8年4月1日
- 3 委託をした日
令和8年4月1日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 委託した公金事務に係る歳入の種類
長浜市豊公園駐車場使用料
- 6 徴収の方法
現金又は振込による